



那智の滝



勝浦漁港にぎわい広場(朝市)

MASTER PLAN

基本構想

- 第1節 計画の構成と目標年次
- 第2節 将来像
- 第3節 基本指針
- 第4節 人口指標
- 第5節 土地利用構想
- 第6節 施策の大綱

基本構想

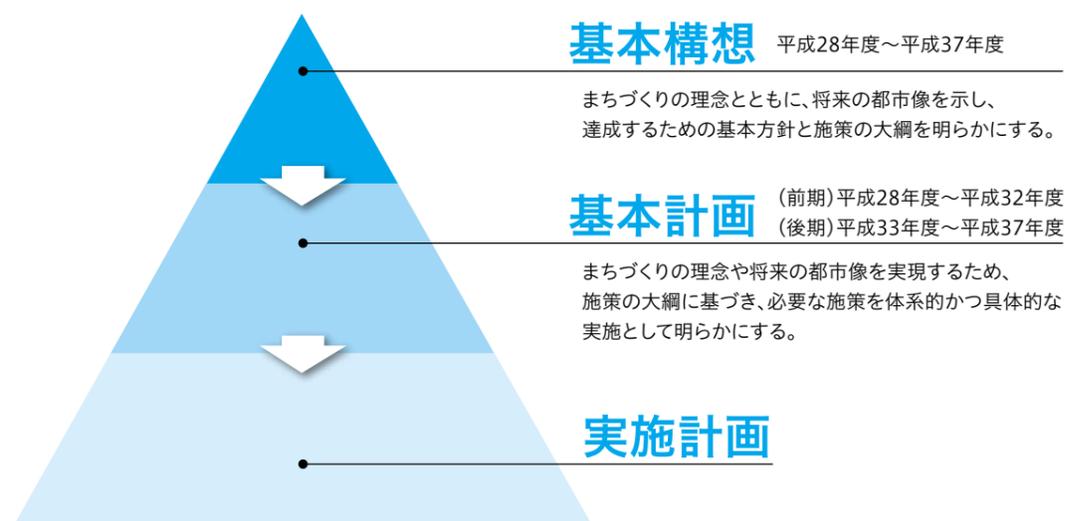
第1節 計画の構成と目標年次

この計画は基本構想と基本計画・実施計画より構成します。

基本構想は目標年次を平成37年度(2025年度)とし、平成28年度(2016年度)より10年間とします。

基本計画は前期計画目標年次を平成32年度(2020年度)とし、平成28年度(2016年度)より平成32年度(2020年度)までの5年間とします。また、後期計画目標年次を平成37年度(2025年度)とし、平成33年度(2021年度)より平成37年度(2025年度)までの5年間とします。

長期総合計画



第2節 将来像

着実にわがらで創る笑顔のまち 那智勝浦

いにしえより日本人の心のふるさととして多くの人々を惹き付けてやまない本町の自然・文化・歴史等の資源を活かして、人々にやすらぎと潤いを与えられる空間、魅力と活力ある地域の創造を目指します。

郷土が生んだ文豪佐藤春夫が「空青し 山青し 海青し」と詠った、澄み切った青い空やみずみずしい山々、どこまでも広がる青い海、温暖な気候風土、人々はその自然の中で憩い、活力を養ってきました。古来より、京の都はもとより、はるばる全国から険しい山谷を越えて、多くの人々がこの地を訪れ、これらの人々との交流から豊かな文化が生まれこの地に根付き、守り育てられてきました。荘厳な自然とそこに秘められた聖なるものは、平成16年(2004年)7月に世界遺産に登録され、世界の宝物として高く評価されています。

一方、21世紀になり東海・東南海・南海3連動地震の発生が懸念される中、町民が安全に安心して暮らせる居住空間の整備が重要課題となっています。また、若者の流出は後を絶たず、少子化・高齢化も全国平均をはるかに上回るペースで進行しています。「近き者説べば、遠き者来たらん」の言葉にもあるように、町民にとって快適で魅力的な住み良い町は、そこを訪れる人々にとっても楽しく快適で魅力のある「町」であると言えるでしょう。

今、人々は「真の豊かさ」とは何かを問い始めるとともに、やすらぎのある生活や自然との共存を求め、精神的・文化的価値の認識を新たにしています。個性豊かな魅力あるまちづくりを目指し、様々な人びとと共に生き、共に責任を担う協働のまちづくりこそが、明日の那智勝浦町を築くこととなります。

風光明媚な自然を大切に守り、その自然の恵みと地域の個性を活かした産業を育成し、人々にやすらぎと活力を与え、文化の香り高い地域社会を形成する多機能を持ったまちづくりが必要とされています。また、地方分権が進む昨今の日本において、時代の変化を先取りし、柔軟に地域課題への対応をしていくことが大切です。そのため、町民と行政が力を合わせ、地域づくりの仕組みを構築するための協働のまちづくりを目指します。このことによって、町民一人ひとりが主体的に楽しんで日々を生きていける社会として、「着実にわがらで創る笑顔のまち 那智勝浦」の実現を図ります。

第3節 基本指針

本町は、次の6項目を「まちづくり」の基本方針として掲げ、将来像の実現を目指します。

1. 災害に強いまちづくり

災害に対しては、ハード整備とソフト施策の一体化を図ることが重要です。都市基盤の整備を進めるとともに、避難訓練等を継続的に実施することで、災害に強いまちづくりを推進します。

2. 快適で安心して暮らせるまちづくり

ユニバーサルデザイン*のまちづくりを推進し、生活基盤や交通基盤の整備を行い、誰もが快適で安心して暮らせる「安心・安全」が充実したまちづくりを推進します。

3. 活気ある産業で雇用が生まれるまちづくり

農林水産業・商工業を振興し、本町の資源を有機的に結び付けた観光地を形成することにより、持続的な発展が可能な循環型社会の実現と経済的な活性化を図り、地域の個性を活かした活気ある産業で雇用が生まれるまちづくりを推進します。

4. 福祉が充実したまちづくり

利用者の視点に立ったサービス提供システムを確立し、ユニバーサルデザイン化とサービスの質を保障する仕組みの構築を進め、健やかでやさしい福祉が充実したまちづくりを推進します。

5. 豊かな心と地域文化を大切にするまちづくり

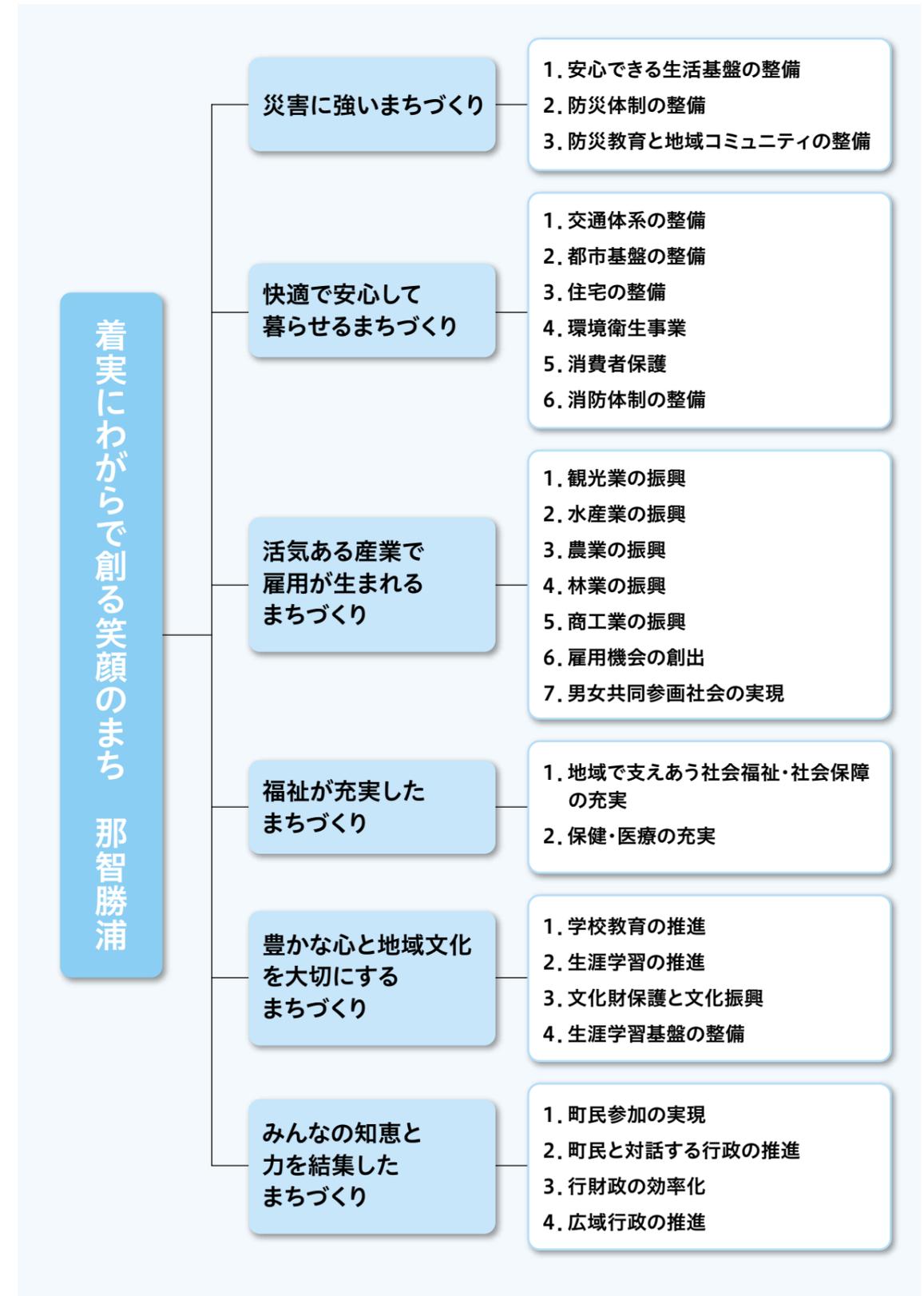
子どもから高齢者まで、町民の誰もがいつでもどこでも学び、活動することができるように場と仕組みの整備と充実を図り、豊かな心と地域文化を大切にするまちづくりを推進します。

6. みんなの知恵と力を結集したまちづくり

協働とコミュニティの展開を基礎においた自治の基本的な制度等を整備するとともに、町民の声に耳を傾け、また、情報化社会における柔軟で豊かな情報共有に努めることによって、町民の理解と協力の下に、みんなの知恵と力を結集したまちづくりを推進します。

*ユニバーサルデザイン:文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい、能力の如何を問わずに利用することができる施設や製品、情報設計のこと。

基本構想の体系



第4節 人口指標

平成22年(2010年)の国勢調査によると、本町の総人口は17,080人、平成28年(2016年)1月の住民基本台帳では16,276人となっています。社会移動数が平成22年から平成27年の推計値から縮小せずに概ね同水準で推移すると仮定した人口推計によると平成37年(2025年)の本町の総人口は13,138人となっており、大幅な人口の減少が見込まれています。

しかし、国立社会保障・人口問題研究所による平成17年から平成22年の国勢調査に基づいて算出された純移動率が、平成27年から平成32年までに半減すると仮定した人口推計によると、平成37年(2025年)の本町の総人口は13,399人と推計されています。観光事業等、地域の個性を活かした産業振興や就業機会の創出、快適な住環境の整備によって町民の定住化を促進することができれば、人口減少を緩やかにすることができ、また早く対策をとれば早いほど、将来の人口減少は最小限に抑えられることがわかります。

本計画では、着実にわがらで創る笑顔のまちを推し進めることで、平成37年(2025年)の本町の人口として13,970人を見込みます。

第5節 土地利用構想

1. 状況と推移

本町は地形的に山地が多く町土の87.7%が森林であり、可住地は広くありません。農用地は、平成2年(1990年)から平成21年(2009年)の19年間に36.7%の減少を示し、転用された農地は宅地や森林となっており、宅地は同じく19年間に16.9%増加しています。

2. 基本方針

健康で文化的な生活環境の確保と地域の均衡ある発展を目指して、町の土地利用は公共の福祉優先の立場から計画的に行う必要があります。町土の持つ特性を考慮して積極的な土地の有効利用を推進していくと同時に、治山・治水への配慮を行い、自然環境及び農林地の保全と整備に努めます。

地域別の土地利用の基本方針は、以下の通りとなっています。

ア) 農業地域

地域の立地条件を活かした特色ある農業振興をするために、鳥獣害の緩和や農地及び農業用施設の維持等の基盤整備、土地の高度利用、農地集積への協力体制の確立を推進します。

イ) 森林地域

林業の振興及び町土保全・水資源の涵養・環境対策の観点から森林の育成管理・保全に努めます。また木質バイオマス等、他産業との連携強化に努めます。

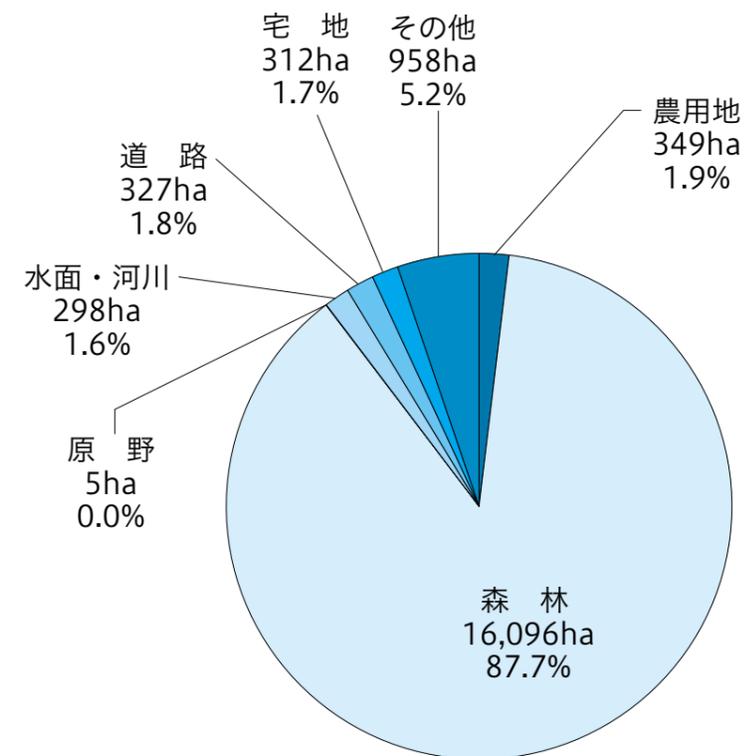
ウ) 海岸と港湾地域

多角的な海の利用を進めるために、港湾(漁港、商港を含む)の整備と海岸の整備を進め、公共水域の汚濁防止に努めます。また、防災の面からも護岸老朽化対策を講じ、より安全で安心の海岸と港湾地域づくりを目指します。

エ) 市街地地域

良好な都市環境を形成するため都市計画を推進し、用途地域の指定等を行って計画的な土地利用を進めるとともに、道路・下水道(合併浄化槽の設置)・公園等の公共施設の整備に努めます。また、宅地開発にあたっては自然環境と調和した開発を行うように指導します。

■ 土地利用現況



資料:土地利用現況把握調査(平成21年10月1日現在)

第6節 施策の大綱

1. 災害に強いまちづくり

東日本大震災や紀伊半島大水害等は、大きな人的・経済的被害をもたらしました。東海・東南海・南海3連動地震が今後高い確率で発生すると想定されていることや、豪雨・台風の発生とともに今後も風水害が発生すると考えられることから、早急に災害に強いまちづくりに取り組み、被害を最小限に抑えることが求められています。

また、地域の防災力の向上やコミュニティ機能の活性化により、防災に強い基盤の整備とともに活力ある魅力的なまちへとつながっていくことから、災害に強いまちづくりを推進します。

(1) 安心できる生活基盤の整備

港湾施設の改良整備、防災対策等を引き続き推進していきます。近い将来に予測されている東海・東南海・南海3連動地震に起因する津波対策としても必要不可欠となる護岸老朽化対策に努めます。

(2) 防災体制の整備

自主地域防災組織連絡協議会での情報共有徹底や防災意識の高揚を促す啓発活動、津波避難困難地域の解消に向けた避難ビルや避難タワー等の整備に努めます。また、緊急消防援助隊による他市町村への災害応援派遣、国民保護法に基づく任務の遂行等、拡大増幅する町民のニーズに応えるため、全町的な防災体制の強化・充実を図ります。また、災害への即時対応と要因動力力を備えた地域防災の要としての消防団の充実強化と活性化を図る必要があります。

さらに、災害弱者である高齢者や障がい児者等に対する安全対策を進めるとともに町民への防災教育も推進し、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(3) 防災教育と地域コミュニティの整備

日本には伝統的に互助的な地縁組織が存在し、行政を補完する機能を果たしてきました。洪水には水防団を組織して立ち向かい、堤防の建設や維持管理をコミュニティが担うこともありました。経済発展とともに地域社会の互助意識が希薄化していることが指摘されて久しくなっていますが、東日本大震災や紀伊半島大水害をきっかけとして、防災における共助の役割の重要性が再認識されてきています。現在では、コミュニティの共助の能力を高める動きとともに、行政との協働を普及するなどの取り組みが行われつつあります。また、生活の豊かさを求めた結果としてコミュニティの重要性が高まりつつある昨今の社会情勢も踏まえ、今一度、地域のコミュニティを見直し、自助・共助・公助による防災への取り組みを推進します。

2. 快適で安心して暮らせるまちづくり

すべての町民が安心していきいきと暮らすことができるために、交通網の整備や下水道・公園等の都市施設の整備、公営住宅の供給等の事業は必要不可欠です。さらに環境と共生するための仕組みづくりを展開するなど、地球環境に配慮した、現代にふさわしいまちを目指します。

また、産業構造の変化や定年退職者が増加する中で、U・I・Jターンを希望する人が増えている折から、より良い居住環境をつくることは本町の発展にとって重要なことです。

(1) 交通体系の整備

● 広域交通網の整備

那智勝浦新宮道路の整備は概ね完了し、今後は、多重型国土軸構造の形成を先導する太平洋新国土軸への直結、関西国際空港及び南紀白浜空港の利用をさらに容易にするために、近畿自動車道紀勢線の全線開通が早期に実現するよう、関係機関に強く働きかけていきます。国道42号については、歩行者の安全確保のための歩道整備を継続していきます。また、今後とも線形不良箇所を早急な整備を要望していきます。さらに、周辺市町村を結ぶ主要地方道も自動車の増加により整備が必要となっており、国道への昇格を含めて整備を推進していきます。

● 生活交通網の整備

町民の生活が自動車中心となった現在において市街地の生活道路の整備と交通混雑や交通事故等への対策が重要となっています。県道や町道等の改良、交通安全施設の整備等を進めていきます。また、橋梁の老朽化対策にも努めます。

● 公共交通の充実

児童生徒や高齢者の交通手段の確保、地域の均衡ある発展のために、生活路線バスの継続的な供給に努めていきます。町内バスの新規路線についても検討し、利便性向上に向けた要望活動を行っていきます。また、駅周辺・商店街・観光地等の駐車場難を解消するための対策を検討していきます。

(2) 都市基盤の整備

●都市計画

都市計画の目的は都市の健全な発展と秩序ある整備により、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するものです。都市公園は人々に日常の癒しを与える役割もあり、機能性と快適性を高めるための整備に努めます。また、景観面だけでなく安全面でも問題となり得る老朽化した建築物については、その点検把握と整備に引き続き取り組みます。

●都市公園

本町の都市公園の整備水準は、全国平均と比べるとまだ狭い状況です。今後は快適な都市生活に必須の都市施設として公園整備を推進していきます。

また、公園の多機能性を活かし、防災や健康、快適都市づくり、子どもの新たな遊び場等としての公園の要請に対応した質的充実を図ります。

●水道事業

安全でおいしい水を安定的に供給するため施設管理を適切に行い、需要者が安心・信頼して利用できる水道の経営に努めます。また、事業運営状況を的確に把握することで水道事業財政の経費節減に努め、改善状況等を勘案して地震やその他の災害に強い施設整備を目指します。

●公共下水道

本町においては、事業所排水や生活雑排水の増加によって河川・海岸等の水質汚濁が深刻となっています。これを防止し、良好な環境を守るために合併処理浄化槽整備事業との整合性を図りつつ公共下水道事業を推進します。また、市街地の浸水対策としての排水路の整備も目指します。

●情報・通信網

高速通信網の整備が概ね完了し、今後は情報格差（デジタルディバイド）が生じることのないように、情報ネットワークの推進のためのソフト事業を推進します。また、ホームページを活用した情報発信の充実や電子申請・コンビニにおける証明書発行等の ICT※活用による行政サービスの向上に努めます。

(3) 住宅の整備

公営住宅については老朽化対策を含め、必要性を十分に検討しながら良好な住環境の形成を図るために、公共と民間の役割分担による住宅整備を推進します。また今後より良い住環境を整えるために、長寿命化計画による見直しにも取り組みます。

※ ICT:Information and Communication Technology の略で、情報通信技術と訳す。IT (Information and Technology : 情報技術) に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉のこと。

(4) 環境衛生事業

●ごみ処理

町民一人ひとりが環境循環型社会構築への理解を深め、自助努力によって「ごみ減量」「ごみ分別」という町民意識の醸成を図りながら、町民と行政の協働によりごみ処理の適正化を図ります。

新クリーンセンターに関わる施設整備基本計画の策定や、建設候補地周辺の生活環境影響調査も終え、新施設建設計画が進行しています。稼働 25 年を迎える現施設の移転を推進し、さらに安心・安全で環境負荷を減少させた新施設の下、自然豊かな町土を次世代に引き継いでいくことが大切です。

●し尿処理

太地町と共に設立した一部事務組合によって、共同処理を引き続き進めます。

現施設は平成7年度に完成しており、施設整備後 20 年を経過していることから、貯留槽や電気計装設備の補修を行うことにより長寿命化に取り組みます。

●公害対策事業

本町における公害で最も深刻なものは、家庭や事業所からの雑排水等による河川・沿岸の水質汚濁であり、さらなる水質検査や各家庭への啓発、合併浄化槽設置整備事業の推進等、早急な対策が求められています。さらなる町民意識の啓発に努めます。

地球温暖化を防止するための取り組みとして、責務に応じた目標達成に向けた取り組みに努めます。

●斎場・墓地

火葬炉の更新等、改修を行うとともに、今後は火葬場の更新及び建替えを検討します。また、町営墓地は、当面町民の要望に応えられる状況にありますが、定住化の促進のためにも必要に応じて確保に努めます。

(5) 消費者保護

町民と接点の多い福祉課や地域包括支援センターの会議の中で、消費者問題啓発講座を継続的に実施していきます。また広報やリーフレットによる啓発活動も継続して実施し、意識啓発活動に努めます。

(6) 消防体制の整備

火災による被害の予防対策として、住宅防火対策の推進や防火管理の指導等の予防体制の充実を推進します。また、災害弱者である高齢者や障がい児者等に対する安全対策を進めるとともに町民への消防教育も推進し、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

3. 活気ある産業で雇用が生まれるまちづくり

本町の産業の三本柱は、観光関連産業・水産業・農林業で、いずれも優れた伝統と資源を有しています。しかし、近年、産業構造の変化に伴う第1次産業の全般的な不振が響き、農林業・水産業の分野では後継者の確保・育成が困難な状況になっています。

今後若者が定着する活力あるまちをつくるためには産業を振興し、所得向上と就業機会の創出を目指す施策が必要です。そのために、農林水産業の振興・育成、観光客の誘致、企業や試験研究機関の立地促進、民間活力を導入した地域振興プロジェクトの推進等に努めなければなりません。また、過疎化の著しい山村地域においては特にその振興のための施策を推進し、地域の均衡ある発展を目指します。

一方、人々の余暇の楽しみ方が多様化している中で、優れた観光資源を持つ本町は大きな飛躍の可能性を秘めています。観光振興を推進し、変化に富んだ海岸線、歴史的・文化的遺産である那智山、豊富な温泉等の観光資源を結びつけ、自然と文化とスポーツの複合的な観光地の形成を進めるとともに、人々のおもてなしの心の醸成を図ります。

(1) 観光業の振興

観光業の振興については、観光業が本町の基幹産業のひとつであることから、観光地の整備と美化・PR事業・イベント開催を積極的に推進します。国内外からの来訪者の多様化したニーズを把握するとともに、従来からの観光資源である温泉や海の幸そして世界遺産の那智山・熊野古道、さらには南紀熊野ジオパークの拠点である宇久井ビジターセンター等を中心に癒しの空間と安らぎが実感できる景観整備、歴史・文化の紹介、おもてなしの心の醸成に努めます。

風光明媚な熊野の海の魅力発信や既存資源の実績と蓄積を活かし、新しい観光メニューの開発を行い、インバウンド（訪日外国人旅行者）対策やリピーターの増加のための施策を推進します。

また、観光業を総合産業と位置づけ、農林業・水産業・商工業との連携を図り、地域全体の発展を目指します。

(2) 水産業の振興

マグロ漁業では、魚価の低迷・燃油や資材の高騰・自然環境の変化等により、また沿岸漁業では、黒潮の流れの変化や沿岸海域の環境変化等に加え、漁業従事者の高齢化や廃業等による漁獲努力量の低下により年々水揚量が減少しています。

今後は関連産業との連携をさらに強化し、外来漁船の誘致を積極的に行います。また、資源量が低下しているマグロ資源の保存、管理の取り組みを推進していきます。沿岸漁業については、免許助成や後継者育成事業等も推進し「浜の活力活性プラン」による漁業者の所得向上の達成を図ります。

また、水産業の持続のため、市場について水産基盤整備を行っていくとともに、漁港施設の整備については、衛生管理施設への対応を含め漁港整備長期計画に沿って行い、地震津波防災対策及び観光業との連携等を図るための整備を推進していきます。

(3) 農業の振興

農業は経済・社会情勢の変化の中で、後継者の育成に悩み、特に高齢化が進んでいる産業分野です。また、農地・農作物への鳥獣害も近年顕著となっています。

それらの課題を解決するため、農業協同組合等の諸団体と共に積極的な農業の振興策に取り組み、魅力ある産業として若者が就業定住できる施策を推進します。そのために就農者に対して魅力ある基盤づくりの推進、生産基盤の整備、就業環境の改善等を図り、他産業とのさらなる連携強化による地域の特性に応じた付加価値の高い製品の開発・生産を支援します。

(4) 林業の振興

林業も農業と同様、後継者不足、高齢化が進んでいる産業分野です。しかし、林業は町土保全に果たす役割も大きく、林業の衰退は町土の荒廃を意味することに留意する必要があります。

森の魅力を保ちながら、生産基盤の整備、流通環境や就業環境の改善等を図るとともに、新たな人材を育成するための事業者の強化にも努めます。

また、森林は水源涵養や水質保全の面でも大きな意味を持つものであり、洪水の防止や豊かな漁場をつくる水を供給するものであることから、農業や水産業、観光業等にも影響を与える重要な産業であるため、林業の持続性確保を支援する施策を推進します。

(5) 商工業の振興

商工業については、観光業や水産業等の他産業の景気動向に左右され、また、チェーン店や大型店との競合等への対応が求められています。観光業・水産業・農林業等を中心とした他産業との連携を強化し、一層積極的に関わっていくことで商工業の振興を図ります。そのため、その活動や商工業者の育成等中心的な役割を果たす商工会への継続的な支援を行います。さらにUターンフェア企業説明会等の開催により若者の就職促進に努めます。

(6) 雇用機会の創出

1次産業である農林水産業からの2次製品の創出を図るとともに、商工業や観光業等との連携・提携による総合産業の展開を図ります。さらに、観光産業との連携による6次産業化にも着手し、小規模でも付加価値の付け方に創意工夫した総合産業の推進を目指します。また、雇用創出と定住促進を並行して推進していきます。

(7) 男女共同参画社会の実現

近年、男女の社会的地位の平等が定着しつつある中で積極的な女性の社会参加活動が展開されてはいるものの、依然として性別による固定的役割や慣習が根強く残っていることも少なくありません。今後、女性の社会参加の推進により男女平等意識の定着を図るとともに、さらなる女性の社会参画を図るために、町民の意識啓発を行う必要があります。また、女性の働きやすい環境の創出に努め、仕事にやりがいの持てる快適な職場づくりを促進し、男女が仕事や地域活動において、それぞれ十分に能力を発揮できるよう男女共同参画意識の啓発と社会環境の整備を推進します。

4. 福祉が充実したまちづくり

社会的・経済的に配慮を要する人々に対してやさしい町は、すべての町民が安心して生活を送ることができる町と言えます。すべての町民が健康で文化的な生活を享受できるよう、人にやさしいまちづくりに努め、町民の主体的な参加と連帯に支えられた心豊かな地域社会の形成を目指します。そのために、福祉・健康・医療・救急体制の充実、防犯・防災体制の構築を図る必要があります。

(1) 地域で支えあう社会福祉・社会保障の充実

近年、核家族化・高齢化の進行によって、扶養意識の変化が現れるなど、福祉施策に対するニーズも多様化・複雑化しており、対象者の実情に即した施策を強化する必要があります。公的機関による扶助のみならず、家族や地域社会の相互扶助の原則を踏まえ、町民一人ひとりの理解と協力の下に、公助・共助・自助の連携を強め、各人が積極的に社会に参加し、生きがいのある生活を送れるようにするための環境づくりを推進します。

(2) 保健・医療の充実

少子化・高齢化の進行に伴って、予防と健康に対する施策がますます重要になってきています。そのために、各種検診の受診率のさらなる向上と健康維持・増進対策に努力し、また保健・医療ニーズに応えるサービス体制の整備、へき地診療の充実等の施策を推進します。

医療体制については、地域医療構想と整合性を図りながら公立病院の新改革プランを策定し、町立病院のさらなる経営改善を図るとともに、医療スタッフの確保に努めます。また、地域の中核病院としての救急体制や災害支援病院としての機能についても拡充を図ります。



ベビーマッサージ教室

5. 豊かな心と地域文化を大切にすまちづくり

町民一人ひとりが個性豊かで生きがいのある人生を送ることができるようにするためには、「人づくり」施策の充実が極めて重要です。生涯にわたる学びの場を整えるとともに、年齢に応じ、学習機会を充実させることは必要不可欠です。すべての世代の人々が行う学習活動、スポーツ活動、文化活動そして相互交流を行い、豊かな人間性をはぐくむことが何より大切です。「まちづくりは人づくりから」という視点で施策を実施します。

(1) 学校教育の推進

本町の子どもたちが自分の将来に夢や希望、展望を持つことができるように成長してほしいという願いの下、「学校は、児童生徒を始め、教職員・保護者・地域住民が連携し、知恵を出し合い協力し合うことにより、みんながみんなで高まり合う場所である」という学校観に基づき全教育活動を実践していきます。本町の学校教育の現状は、児童生徒数の減少も含めて、いわゆる「生きる力（確かな学力・豊かな心・たくましい体）」の育成に向けた課題は少なくありません。

学校だけではなく児童生徒・家庭も巻き込んだ学力向上・定着への取り組みについては、今後、人生を歩んでいく上での基礎的・基本的な学力（学習意欲・学習習慣も含む）形成は不可欠です。併せて思考力・表現力・判断力の育成にも努め、国際人育成をも視野に入れた指導の充実を図ります。「命・人を大切にする教育」の推進については、いじめ・不登校等の減少に向けた取り組み、仲間意識を高める取り組みを進めます。また、防災教育にも力を入れ、命を守る、自助・共助への意識も高めます。体力の向上については、健やかでたくましい身体の育成は、生涯を通じた豊かな生活を始め、学力の形成にも影響を及ぼします。学校のみならず保護者・地域とも連携した取り組みを進めます。

さらに、これらの取り組みの推進は学校だけでは推進不可能であるため、学校を軸とした学びのネットワーク作りにも努めます。知のネットワーク（町立図書館と学校図書館の連携・郷土学習）・人のネットワーク（地域人材・保護者・外部の学識経験者）及び各関係機関のネットワーク（小・中学校・保育所（園）・高等学校・福祉機関）の構築を図り、児童生徒の学びや生活を支援する環境づくりに努めます。

(2) 生涯学習の推進

人それぞれのライフスタイルがあるように、生涯学習もそれぞれのペースで学んでいくことが大切です。高齢化社会の中、すこやかで生きがいのある人生を送るため、町民一人ひとりが学び、活動をするのが大切です。

本町では、町民が持っている様々な学習意欲を呼び起こし、生涯にわたる学びの環境づくりを進めていきます。

そのため多世代にわたる町民のニーズを把握し、これまで行われている講座のさらなる充実や必要とされる新しい講座の開設を進め、多くの町民が参加できるようにします。

また生涯学習に関する情報の発信や活動の場となる学習環境の整備を行います。そして、町民による各種の文化芸術活動や日常生活の中に定着した生涯スポーツの振興を図ります。

また、生涯学習を進めるにあたり、人権尊重を基本に据えた視点が大切であり、人権感覚に優れた人づくりを行います。

(3) 文化財保護と文化振興

モノの豊かさからココロの豊かさへ人々の関心が深まりつつある今日、人々の文化への関心はますます強くなっています。地域に残る有形・無形の文化遺産は地域の個性を表すとともに、地域の人々の誇りとなるものであり、その保存・継承は大変重要です。

また、本町は古き信仰の聖地として、平成16年(2004年)7月に世界遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」を構成する史跡等や、平成24年(2012年)12月にユネスコ無形文化遺産に登録された「那智田楽」等、多くの文化遺産を有しています。

遺産価値への町民の理解と保護・保全活動に対する参加意識の向上を図り、文化遺産を後世に伝えていきます。

また、小・中学生に対する郷土学習を深め、将来にわたり文化遺産を保存・継承していくため、人材の育成を推進していきます。

(4) 生涯学習基盤の整備

図書館は生涯学習の拠点であり、町民の憩いの場でもあります。ハード面とともにソフト面の充実を図り、利用しやすい空間づくりを行うことは地域活性化にとって極めて重要です。また、全国の図書館や町内の学校図書館とも連携を図り、「知の拠点」施設として充実を図ります。

6. みんなの知恵と力を結集したまちづくり

「着実にわがらで創る笑顔のまち」とは、本町の課題でもある医療や福祉、防災における安心・安全を、行政と町民とがそれぞれ主体的に協働で取り組み、自らの社会は自らで創っていくという強い思いが込められています。町民主体のまちづくりを行政が支え、着実なまちの取り組みを今後さらに推進する必要があります。また、主体的な活動はまちづくりにおいて強力な推進力を持つのみならず、まちへの愛着と自治意識の高揚にもつながり、まちづくりと人づくりが相乗効果となって地域の活力となります。また、行財政の効率化や広域連携も、すべては豊かなまちの醸成への架け橋とすべく、まちの将来像の実現を目標に施策を実施します。

(1) 町民参加の実現

近年、核家族化や都市化の進展によって様相を変える地域社会において、町民同士のふれあいや相互扶助等、直接的な人間関係が希薄化する中で、地域の問題の解決に町民自身が取り組み、豊かな地域社会の形成を図るための自主的なコミュニティ活動を促すための施策を講じます。また、主体的に取り組む各種団体の活動活性化のための支援を推進します。

(2) 町民と対話する行政の推進

町民のニーズを的確に反映した行政を行うためには、日常的な対話による相互理解、積極的な参加と協力が必要です。今後は広報誌やホームページ、ケーブルテレビのみならず、双方向情報共有システムとしてのSNS^{*}や町民に寄り添った施策を講じるための目安箱等をさらに利活用し、行政情報の共有をきめ細かく行い、町民ニーズ把握のための情報収集・発信に努めます。

また、町民の利便性を第一に考え、ICTを活用した行政サービスの向上を図ります。個人情報については適正な取扱い及び管理を徹底し、情報漏えい等の予防に積極的に取り組みます。



町民参加による総合計画策定

^{*} SNS: Social Networking Service の略で「人と人とのつながり」を電子化するサービス全般を指す。

(3) 行財政の効率化

多様化した行政需要に対応しつつ、厳しい財政状況を切り抜けるため歳入確保への最大限の努力と歳出の更なる抑制と削減に努め、地方分権が進む中、効率的な行財政運営を図っていく必要があります。そのために、組織の見直し等による事務の効率化と健全化を推進します。また、町の財政を鑑み、実施施策の十分な検討と優先的に取り組むべき課題とを、計画策定（Plan）、推進（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）に順次取り組むことで計画的かつ円滑に事業を進める手法（PDCA サイクル）により常に評価・検証し、最大限の効果が上がる施策の模索に努めます。

(4) 広域行政の推進

本町の行政の効率的・合理的な運営を図るために、町の単独の施策ばかりではなく広域市町村圏事務組合を始めとする近隣の行政機関との共同事業を適宜選択し推進します。



総合計画策定会議

MASTER PLAN

基本計画

- 第1章 災害に強いまちづくり
- 第2章 快適で安心して暮らせるまちづくり
- 第3章 活気ある産業で雇用が生まれるまちづくり
- 第4章 福祉が充実したまちづくり
- 第5章 豊かな心と地域文化を大切にするまちづくり
- 第6章 みんなの知恵と力を結集したまちづくり